

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（宮津市独自制度）

宮津市事業継続一時支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の再発令（令和3年1月）に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛による影響を受け、令和3年1月から3月の売上が前年又は全前年同月比で30%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に事業継続の一助としていただくための支援金を支給します。

※国の一時支援金との併給可能で、用途の限定はありません。支援金は法人・個人事業主単位に支給します。

支給金額

基準年の1～3月合計売上額 - (対象月の売上額×3)

※千円未満の端数が生じる場合は切捨て

※基準年：令和2年又は令和元年(平成31年)のうち、コロナの影響を受ける前の年

※対象月：令和3年1月～3月のうち、基準年の同月と比較して売上が30%以上減少している任意の月

支給上限額

中小法人等40万円・個人20万円

主な支給要件

以下の①～⑦の全てに該当するもの

- ① 宮津市内に事業所を有する中小法人等※又は個人事業者
※中小法人等…資本金等10億円未満、又は資本金が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下
 - ② 令和2年12月31日以前から事業を実施しており、今後も事業を継続する意思があること
 - ③ 「京都府緊急事態措置協力金」の対象となっていないこと
 - ④ 対象月(令和3年1月～3月の任意の月)の売上が、基準年(令和2年又は令和元年(平成31年))同月比において、30%以上減少していること
 - ⑤ ④の売上減少の要因が、緊急事態宣言の再発令に伴う影響であること(「時短要請の対象となった飲食店と直接・間接の取引があること」又は「不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること」)
 - ⑥ 市税を滞納していないこと
※新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例制度に係るものは除く
 - ⑦ 今後、市が実施する経営状況に関するアンケート等へ協力する意思があること
- ※ その他細かな要件(不給付要件等)は、国の一時支援金に準じています。

申請方法等

郵送又は窓口^①に直接提出(宛先裏面)

申請期間

令和3年4月20日(火)から7月30日(金)まで(消印有効)

※申請に必要な書類等は裏面をご覧ください。申請書等は市ホームページ(QRコード参照)

その他、市窓口・宮津商工会議所・各地区公民館に配架しています。

※申請に必要な提出書類等については裏面をご確認ください。

※相談等必要な場合は窓口での申請も受け付けています。



提出書類等

※法人の場合は①②、個人の場合は①③の書類を提出してください。
また、④の書類は申請時に提出は不要ですが、保存が必要となります。
(必要に応じて提出を求められることがあります。)

①法人・個人共通提出書類

- 宮津市事業継続一時支援金交付申請書(両面・押印不要)
- 同意・宣誓書(代表者の方の署名又は押印が必要です)
- 振込口座の通帳の写し(表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方)
※電子通帳など紙媒体の通帳がない場合は画面をコピーをしたもの
- 令和3年1月から3月の月別売上台帳(様式は問いません)
- 国の一時支援金の申請要件を満たしている(売上減少率50%以上)場合は、一時支援金の支給を受けていることを示す書類(決定通知の写し又は支給が確認できる通帳の写し)

②法人提出書類

- 履歴事項全部証明書(令和3年1月以降発行のもの)
- 確定申告書別表一の控え(1枚)、法人事業概況説明書(2枚)
※令和元年(平成31年)1月から3月、令和2年1月から3月を期間に含む全ての年のもの
※收受日付印のあるもの。e-Taxの場合受信通知

③個人提出書類

- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)
- 確定申告書第一票の控え(1枚)
青色申告の場合は、所得税青色申告決算書の控え(月間売上収入が分かるもの)
※令和元年(平成31年)1月から3月、令和2年1月から3月を期間に含む全ての年のもの
※收受日付印のあるもの。e-Taxの場合受信通知

④保存書類 ※国の一時支援金に準じた扱い

申請時に提出は不要ですが、申請者が給付要件を満たしていることを確認するために、保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります。そのため、求めに応じて速やかに提出できるよう、電子的方法等により7年間保存してください。

◆飲食店時短営業の影響関係

当該飲食店又はその間取引先との反復継続した取引を示す帳簿書類等

◆外出自粛等の影響関係

個人顧客との継続した取引を示す帳簿書類、商品・サービスの一覧表等

※個人白色申告等、月別の売上が分かるものがない場合、対象年の月の売上は「年間の事業収入 ÷ 12」で算出します。

※特例等については国の一時支援金に準じる扱いとします。このため、新規開業、季節性収入等の国に準じた特例要件を適用する場合は、別途資料の添付を求める場合がありますので、特例に該当すると思われる方は個別にご相談ください。

※確定申告の義務がない場合やその他相当の事由により提出できない場合は、市民税・府民税申告書の控え(收受印の押印されたもの)を提出してください。

申請書送付
相談・問合せ

宮津市商工観光課商工係(別館1階)

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話：0772-45-1663